（利用者財産の管理に関する報告書）

第三十八条　法第六十三条の十四第二項の報告書は、別紙様式第十三号により作成し、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間（以下この条において「対象期間」という。）ごとに、対象期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

２　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、第一号に定める書類は、当該報告書に係る対象期間経過後二月以内に提出すれば足りる。

一　暗号資産の管理を行う場合　対象期間に係る貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

二　暗号資産交換業の利用者の金銭を管理する場合　信託会社等が発行する残高証明書

三　第二十七条第一項各号に定める方法により暗号資産交換業の利用者の暗号資産を管理する場合　電磁的記録に記録された当該暗号資産の残高に係る情報を書面に出力したものその他の暗号資産の残高を証明するもの

四　第二十九条第一項各号に定める方法により履行保証暗号資産を管理する場合　電磁的記録に記録された当該履行保証暗号資産の残高に係る情報を書面に出力したものその他の履行保証暗号資産の残高を証明するもの

五　［略］

六　履行保証暗号資産分別管理監査を受けた場合　公認会計士又は監査法人から提出された直近の報告書の写し

（公告の方法）

第三十九条　［略］

（廃止の届出等）

第四十条　［略］

２　前項の届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～四　略］

五　暗号資産交換業の全部又は一部を廃止したときは、その理由

六　事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により暗号資産交換業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

３　［略］

４　法第六十三条の二十第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び暗号資産交換業の利用者の財産の返還又は利用者への移転の方法を示すものとする。

５　暗号資産交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

６　暗号資産交換業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により暗号資産交換業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。

（利用者財産の管理に関する報告書）

第三十条　法第六十三条の十四第二項の報告書は、別紙様式第十三号により作成し、事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間ごとに、当該期間経過後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

２　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　第二十条第一項第一号の方法により利用者の金銭を管理する場合　預金又は貯金の口座のある預金銀行等が発行する残高証明書

二　第二十条第一項第二号の方法により利用者の金銭を管理する場合　信託業務を営む金融機関等が発行する残高証明書

三　第二十条第二項各号の方法により利用者の仮想通貨を管理する場合　電磁的記録に記録された当該仮想通貨の残高に係る情報を書面に出力したものその他の仮想通貨の残高を証明するもの

［号を加える。］

四　［同上］

［号を加える。］

（公告の方法）

第三十一条　［同上］

（廃止の届出等）

第三十二条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］

五　仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したときは、その理由

六　事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したときは、当該業務の承継方法及びその承継先

３　［同上］

４　法第六十三条の二十第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により当該業務の承継に係る公告をする場合を除き、同条第五項の規定による債務の履行の完了及び利用者の財産の返還又は利用者への移転の方法を示すものとする。

５　仮想通貨交換業者は、法第六十三条の二十第三項の規定による公告をしたときは、直ちに、別紙様式第十五号により作成した届出書に、当該公告の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

６　仮想通貨交換業者が事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由により仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止しようとするときは、前項の届出書には、当該業務の承継に係る契約の内容及び当該業務の承継方法を記載した書面を添付しなければならない。